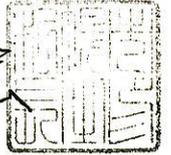


札幌市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月12日

札幌市長 秋元克広



札幌市条例第43号

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例

札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第15条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。
- (2) 第15条の2第1項第2号中「きょう体」を「^{きょう}筐体」に改め、同項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改める。
- (3) 第17条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

- (4) 第17条第3項を次のように改める。
 - 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

- (5) 第17条第4項中「前項」を「第1項及び前項」に、「第2項並びに本条第1項」を「第15条の2第1項第4号」に改める。
- (6) 第66条第1項中「の各号」を削り、同項第13号中「定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル以上のものに限る」を「蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く」に改める。
- (7) 別表第3厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備		注		機器本体		
気体燃料	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・ グリドル付こんろ、キャビネット 型こんろ・グリル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14キロワット以下	100	15	15
	不燃以外			注	注	注
固体燃料	開放式	据置型レンジ	21キロワット以下	100	15	15
	不燃			注	注	注
固体燃料	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・ グリドル付こんろ、キャビネット 型こんろ・グリル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	0
	不燃以外					
固体燃料	開放式	据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	0
	不燃					
上記に分類されないもの		炭火焼き器	-	100	50	50
		炭火焼き器	-	80	30	30
		使用温度が800度以上のもの	-	250	200	300
上記に分類されないもの		使用温度が300度以上800度未満のもの	-	150	100	200
		使用温度が300度未満のもの	-	100	50	100

注 機器本体
上方の側方
又は後方の
距離を示す。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の札幌市火災予防条例（以下「新条例」という。）第17条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項の規定により、同条の規定が適用されないものを除く。次項において同じ。）のうち、新条例第15条第1項第3号の2（新条例第12条の2第1項及び第3項、第15条第3項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第17条第1項に規定する蓄電池設備のうち、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備であって新条例第17条第1項に規定する蓄電池設備に該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。